ポイント1
取引時確認・外国PEPsかどうかの確認
まず重要なのが取引時確認ね
これはマネー・ローンダリングなどの不正取引を防止すべく 口座開設や一定額以上の現金取引などの特定取引において お客様の住所・氏名・生年月日といった本人特定事項や職業・取引の目的を確認することをいうの
具体的にどんな方法で確認するんですか？
本人特定事項は公的書類で確認するわ
公的書類は原則として運転免許証やパスポートなど顔写真付きのものを提示してもらうけどそれ以外の公的書類等を提示された場合当該住所に転送不要の郵便物を送付するなど追加の確認手続きが必要となるわ一方 職業と取引の目的はお客様に申告してもらい確認するのよ
外国PEPsとは何ですか？
簡単にいうと外国の重要な公的地位にある人のことをいうの
日本でいうと内閣総理大臣やその他の国務大臣最高裁判所の裁判官などに相当する人を指すわ重要な公的地位にある人には権力がある分 不正な資金が集まってくる可能性が高いといわれているのそこで外国PEPsとの特定取引はハイリスク取引となり慎重な対応が必要になるのよ

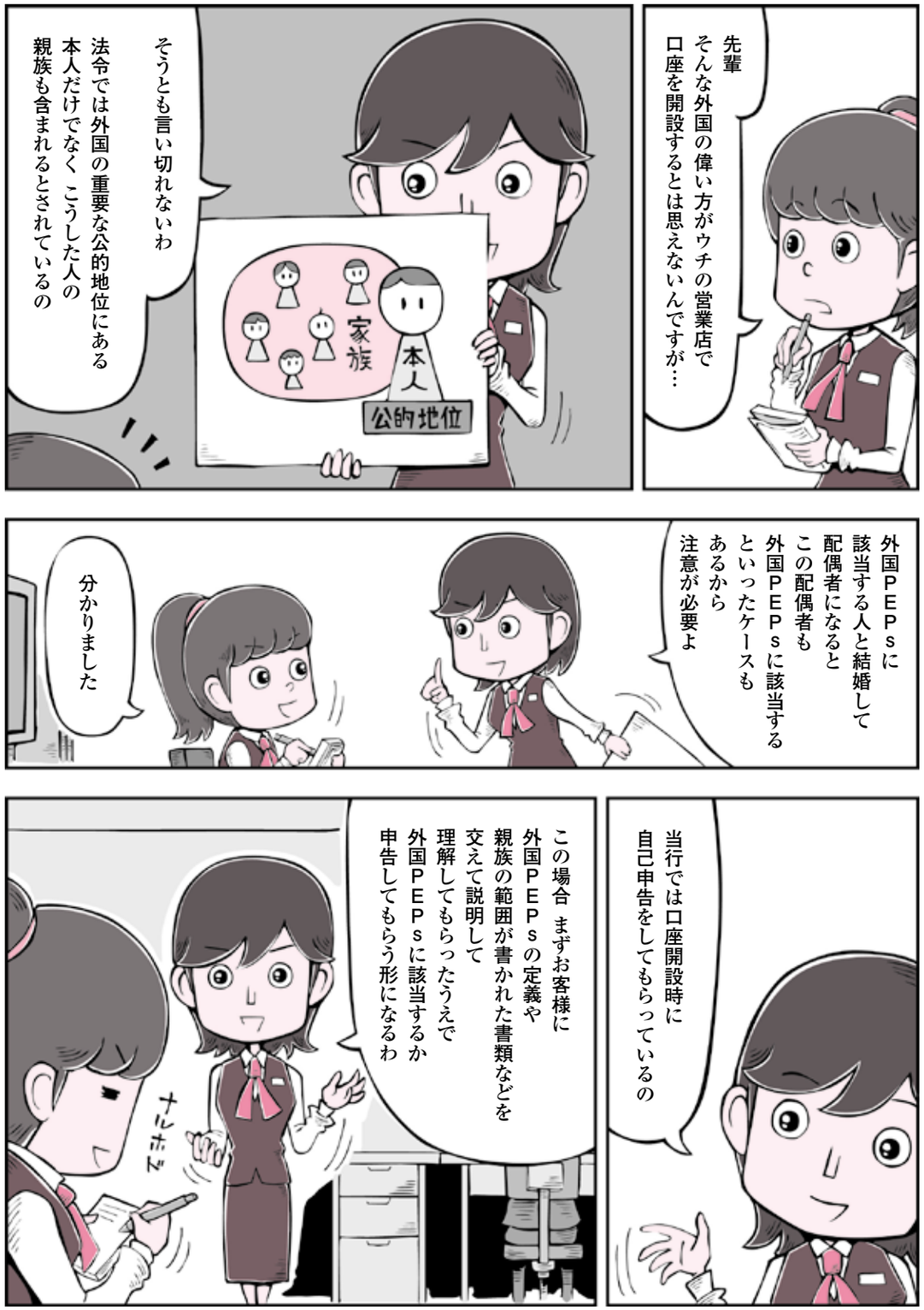
先輩 そんな外国の偉い方がウチの営業店で口座を開設するとは思えないんですが…
そうとも言い切れないわ 法令では外国の重要な公的地位にある本人だけでなく こうした人の親族も含まれるとされているの
家族
本人
公的地位
外国PEPsに該当する人と結婚して配偶者になるとこの配偶者も外国PEPsに該当するといったケースもあるから注意が必要よ
分かりました
当行では口座開設時に自己申告をしてもらっているの
この場合 まずお客様に外国PEPsの定義や親族の範囲が書かれた書類などを交えて説明して理解してもらったうえで外国PEPsに該当するか申告してもらう形になるわ
ナルホド